

船橋市最高情報統括責任者補佐官設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、最高情報統括責任者を補佐し、情報通信技術(以下「ICT」という。)を活用した市民サービスの向上及び業務の効率化等を図り、電子自治体を推進するため、最高情報統括責任者補佐官(以下「CIO補佐官」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用期間)

第2条 CIO補佐官の任用期間は、会計年度の1年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(任用要件)

第3条 CIO補佐官は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 従事する職務について必要な専門的知識、能力及び資格を有し、かつ健康であること。
- (2) 民間企業等で情報システムの開発、企画、業務改革等の実務経験を有すること。

(所掌事務)

第4条 CIO補佐官の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ICTの高度利用の推進に係る必要な助言及び支援
- (2) 電子行政戦略及び基本的な方針又は計画の策定・推進・評価についての必要な助言及び支援
- (3) その他情報化に関する重要施策に関すること。

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給は、毎月末締め翌月17日支給とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合には、その前日に支給するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 CIO補佐官は、船橋市個人情報保護条例(平成17年船橋市条例第6号)の趣旨に基づき、個人情報の重要性を認識するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 任用期間中及び離職後において、個人情報ははじめとした職務上知り得た秘密を人(家族を含む。以下同じ。)に知らせ、又は他人が了知し得る状況に置かないこと。
- (2) 職務上知り得た個人情報を職務の目的の範囲を超えて利用しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に努めること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、CIO補佐官に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。